

# 令和6年度 城里町立沢山小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (定義)

「いじめ」とは、児童に対して当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

### (基本理念)

いじめの防止等のための対策は、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。また、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを絶対に行ってはいけない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、児童の保護者、地域住民、教育委員会その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努める。

## 2 いじめ防止のための基本となる事項

### (1) 基本的施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

(ア) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳活動及び体験活動等の充実を図る。

(イ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。

(ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として人権メッセージや人権作文等を書き、人権集会等を行う。

#### イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ実態調査  
いじめを早期に発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ① 児童対象生活アンケート調査 月1回（8月を除く）
- ② 保護者対象生活アンケート調査 年2回（7月、11月）  
（7月に保護者との二者面談、11月は学校アンケートを実施）
- ③ オンライン相談窓口「さわやまそうだんしつ」の設置
- ④ 心の健康観察の実施
- ⑤ 教育相談ポスト（随時、昇降口前）の設置
- ※ アンケートの保存期間は在学中とする

(イ) いじめ相談体制  
児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるように、相談体制を整備する。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置（教頭、生徒指導主事、養護教諭）

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
いじめの防止等のための対策に関する研修を、年間指導計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策  
児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者に匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

### (2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

< 構成員 >  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

< 活動 >

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

< 開催 >

月1回を生徒指導会議・いじめ防止対策委員会とし、いじめ事案が発生した場合、その都度緊急に開催する。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を予防するため、いじめを受けられた児童・保護者に対する支援と、いじめを行なった児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けられた児童等は、安心して学習を受けられるために必要があらんと認められる学習と生活は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせ、措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いをさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(カ) いじめが解消されたとして、以下の2つの要件が満たされてることを指す。

- ・被害者に対する、心理的または物理的な影響を与える行為が止んで状態が相当の期間（3ヶ月が目安）継続していない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。

### (3) 重大事案への対処

生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会に報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、実態把握及びいじめ防止に対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- イ いじめの再発防止するための取り組みに関すること。

平成26年4月1日	策定		
平成30年4月1日	一部改訂	2	(2) イ (カ)
平成31年4月1日	一部改訂	2	(1) イ (ア)
令和3年4月1日	一部改訂	1	いじめの禁止
		2	(1) ア (ウ)
令和5年7月1日	一部追加	2	(1) イ (ア)
令和6年4月1日	一部改訂	2	(1) イ (ア)
令和6年5月1日	一部追加		いじめ対応フローチャート (平常時、発生時、重大事態時)
令和6年8月6日	一部改訂	2	(1) イ (イ) ②、2 (2) イ (カ)

# いじめ対応フローチャート（平常時）

校長 教頭 生徒指導主事

いじめ未然防止策を検討・協議

随時

迅速な報告・連絡・相談

情報収集 情報提供

各学年担任 教育相談担当 養護教諭

児童 保護者 地域

必要に応じて、情報提供

<各学年ブロックによる一日の情報交換>

(児童の下校完了時から) ※適宜、実施

上学年ブロック 下学年ブロック

特別支援学級ブロック

↓  
《生徒指導主事を中心とした「いじめ未然防止策」の徹底・運営》

## <いじめ防止対策委員会>

(毎月第2週月曜日)

(生徒指導会議【月2回】・生徒指導部員会【随時】)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事

各学年担任 特別支援コーディネーター

養護教諭 (スクールカウンセラー)

## <いじめ未然防止策>

○月初めの生活アンケート

○校内オンライン相談窓口

「さわやまそうだんしつ」の設置 (タブレット)

○相談BOXの設置 (校内)

○心の健康観察の実施 (タブレット)

○外部機関 (教育委員会・警察等) との連携強化

# いじめ対応フローチャート（いじめ発生時）

## いじめ重大事態発見

児童（本人）の行動や様子、児童（本人）からの訴え  
児童や保護者、関係機関や地域からの情報提供  
生活アンケートの調査  
校内オンライン相談窓口「さわやまそうだんしつ」からの相談



即時に報告・連絡・相談

校長・教頭・生徒指導主事



臨時招集

### <いじめ防止対策委員会>

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事  
各学年担任 特別支援コーディネーター  
教育相談担当 養護教諭  
スクールカウンセラー

#### 共通理解・対応策検討

- ①被害児童への支援  
（事実確認と調査・情報収集・援助）
- ②加害児童への支援  
（事実確認と調査・情報収集・指導・助言）



#### 保護者への支援・援助

- ①被害児童保護者への支援  
（事実確認と調査の報告・今後の対応・援助）
- ②加害児童保護者への支援  
（事実確認と調査の報告・今後の対応・指導・助言）



経過報告



報告・連携



児童 保護者 地域

教育委員会 関係機関（警察など）

## 《生徒指導主事を中心とした「いじめ未然防止策」の徹底・運営》

＜いじめ防止対策委員会＞

（毎月第2週月曜日）

（生徒指導会議【月2回】・生徒指導部員会【随時】）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事

各学年担任 特別支援コーディネーター

教育相談コーディネーター

# いじめ対応フローチャート（いじめ重大事態発生時）

## いじめ重大事態発見

児童（本人）の行動や様子、児童（本人）からの訴え

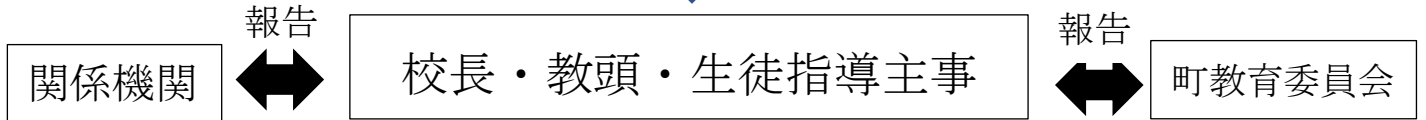
児童や保護者、関係機関や地域からの情報提供

生活アンケートの調査

校内オンライン相談窓口「さわやまそうだんしつ」からの相談



即時に報告・連絡・相談



連携



臨時招集

連携

## <いじめ防止対策委員会>

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 担任 特別支援コーディネーター 養護教諭

- 「誰がどう動くか」の決定・確認
- 全職員での継続支援体制の検討
- 指導方針の策定
- 窓口の一本化（教頭）

### 被害児童・保護者

- 継続的な支援・援助
- 身柄の安全確保
- スクールカウンセラーへの協力・要請
- 家庭と学校との連携強化

### 加害児童・保護者

- 事実確認→いじめ解決に向けた指導と支援
- 今後の方針等を踏まえた保護者面談



## 経過観察

事後の観察、本人への声かけ、面談、保護者への報告、聞き取り（月に数回）※解消されるまで



報告・連携



児童 保護者 地域

教育委員会 関係機関（警察など）

《生徒指導主事を中心とした「いじめ未然防止策」の徹底・運営》

＜いじめ防止対策委員会＞

（毎月第2週月曜日）

（生徒指導会議【月2回】・生徒指導部員会【随時】）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事

各学年担任 特別支援コーディネーター

教育相談コーディネーター